

○国土交通省告示第八百六十八号

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）により指定された東日本大震災に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、同項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十三年八月三十日

国土交通大臣 大島 章宏

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けたことにより、同法第二条第二項に規定する建設業を営むことができること。	岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者	平成二十四年二月二十九日
建設業法第二十七条の二十三第一項の審査を受けたことにより、同項の建設工事を発注者から直接請け負うことができること。	岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所を有する者	平成二十四年二月二十九日
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の登録を受けたことにより、同法第二条第六号に規定する浄化槽工事業を営むことができること。	岩手県、宮城県及び福島県の区域内に住所を有する者	平成二十四年二月二十九日
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項の登録を受けたことにより、同法第二条第十一項に規定する解体工事業を営むことができること。	岩手県、宮城県及び福島県の区域内に住所を有する者	平成二十四年二月二十九日